

1 はじめに

1.1 計画策定の背景と目的

柏市では、これまでに「柏市バス交通網整備計画」（平成 18 年 8 月）、「柏市地域公共交通網形成計画」（平成 31 年 2 月）を策定し、これらに基づき事業を進めてきました。特に、この計画の前身である「柏市地域公共交通網形成計画」においては市内の公共交通を再編し今後の超高齢化社会に対応したまちづくりを目指し、5 つの基本方針「地域状況に応じたバス路線への再構築」「交通モード間の円滑化の推進」「高齢者に配慮した交通環境の構築」「中心市街地活性化に向けた公共交通と自動車の共存」「公共交通利用促進」を定めて事業を進めてきました。

しかし、「柏市地域公共交通網形成計画」に定める 5 年間の短期施策期間（平成 30 年度～令和 4 年度）が経過し、新型コロナウイルス感染症流行に伴う生活様式の変化や、令和 6 年施行の自動車運転者の労働時間の基準改正に伴うバス・タクシー運転士不足など、公共交通を取り巻く環境が大きな変化を迎えています。柏市内においても、高齢化率が上昇傾向を示していることや、運転士不足による路線バスでの減便が生じるなど、国が推進する「コンパクト・プラス・ネットワーク」の構築を目指す考え方のもと、需要と供給のバランスに見合う適切な公共交通網の再構築が必要となってきました。

「柏市地域公共交通網形成計画」では「柏市第五次総合計画」（平成 28 年 3 月）のもと、「柏市立地適正化計画」（平成 30 年 4 月策定・令和 4 年 4 月改定）と整合を図りながら策定しましたが、この計画では前記の計画に加え、「第二次柏市総合交通計画」（令和 3 年 3 月）の内容を反映し、現状を踏まえた新たな交通計画への改訂を行うため、名称を改め「柏市地域公共交通計画」として策定します。

この計画においても、「柏市地域公共交通網形成計画」にて制定した 5 つの基本方針を踏襲し、「地域状況に応じたバス路線への再構築」「交通モード間の円滑化の推進」「ユニバーサル社会に対応した交通環境の構築」「中心市街地活性化に向けた公共交通と自家用車の共存」「公共交通利用促進」を基本方針として取り組みを進めていきます。

1.2 計画の位置付け

本計画は、国民の交通に対する基本的な需要が適切に充足されることが重要であるという基本理念を示した「交通政策基本法」の考えを基本としながら、国が総合的かつ計画的に講じるべき施策を位置付けた「第2次交通政策基本計画」、および「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を踏まえたものとします。

また、本市の「第五次総合計画」、「都市計画マスタープラン」、「立地適正化計画」を踏まえ、既に策定済みの「第二次柏市総合交通計画」および個別計画との整合・連動を図り、持続可能な地域公共交通政策に関するパッケージ施策のマスタープランを示すものとします。

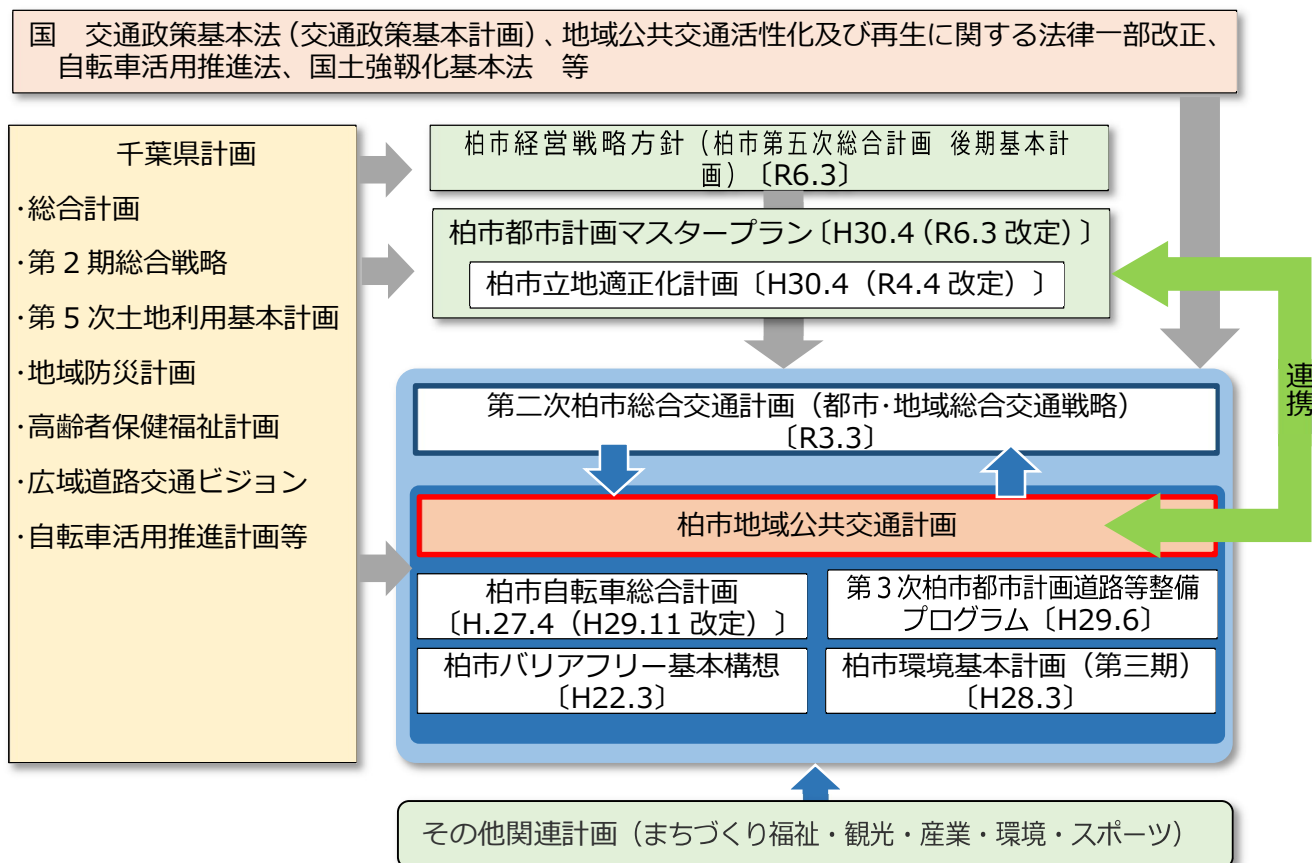


図 1-1 柏市地域公共交通計画の位置付け

1.3 計画区域

計画の区域は、柏市全域として設定します。

1.4 計画期間

計画の期間は、令和9年度までを短期とします。

また、中・長期は第二次柏市総合交通計画の計画期間と合わせ令和19年度までとします。

年度	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13	R14	R15	R16	R17	R18	R19		
総合計画				第六次総合計画													
都市計画マスタープラン																	
総合交通計画	短期			中期					長期								
地域公共交通計画	短期					中・長期											